

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号)

対策のポイント

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号による甚大な農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設・機械の復旧等を緊急的に支援します。

<背景／課題>

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号による甚大な農業被害（以下「気象災害による農業被害」という。）により、農産物の生産に必要な施設・機械が損壊するなど農業経営に支障をきたす事態となっていることから、当該施設・機械の復旧等に対して緊急支援を行う必要があります。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

気象災害による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設・機械の復旧等の経費を支援します。

1 助成対象者

気象災害による農業被害により農業用施設・機械が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援、又は融資を受けて、被災施設・機械の復旧等を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者とする。

2 支援対象

平成28年8月16日以降の以下に掲げる取組を対象とする。

- (1) 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得
 - (2) 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
 - (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
 - (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は被災した農産物の生産に必要な農業用機械及び附帯施設の修繕
- ※ 農産物の生産に必要な施設の復旧等に当該復旧等と併せて行う被災した施設の撤去を含む。
※ 自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での施設の再建が困難な場合における施設の設置場所の移動は可能。

（ 補助率：3／10以内
事業実施主体：市町村 ）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2148）]